

実務研究

日本税務会計学会
平成29年10月 月次研究会



脇坂 誠也(目黒)

寄付金の収益の認識と 寄付金控除

1. はじめに

企業会計では、収益の認識は実現主義の原則に従い、商品等の販売又はサービスの提供によって実現したものを収益に計上する。しかし、寄付金は、寄付者に対する販売やサービスの提供がなく、実現主義の原則により収益に計上することはできない。受取寄付金の収益の計上基準については、NPO法人会計基準で、従来、「実際に入金した時に収益に計上する」としていた。寄付金は、相手側から一方的に贈与を受ける性格のものであるため、贈与契約が成立したとしても、撤回される可能性がある。そのため、契約が成立したことをもって確定したとは言えず、実際に入金した時に収益に計上することとしていた。

NPO法人会計基準第13項
受取寄付金は、確実に入金されることが明らかになった場合に収益として計上する。

2017年12月にNPO受取寄付金の収益の認識について、従来の現金主義から「確実に入金されることと明らかになった場合に収益として計上する」と改正された。その理由は、ク

2. 受取寄付金の収益の認識

レジットカードによる寄付、クラウドファンディングなど、新たな寄付の方法が普及し、これらの中には、実際に入金前であっても入金

確定である取引もあり、「実際に入金したとき」に収益認識を行うという基準では、取引の経済実態を表すことができないためである。そこで、入金の実態性があるものに関して、未収計上ができるように改正がされた。ただし、入金の実態性だけでなく、寄付の意思の確定時期(贈与契約の成立時期)によって計上すべき会計期間が決まることに変更はない。

例えば、ウェブサイトで寄付の意思表示をし、その支払いはクレジットカードで行う場合、寄付を受けた法人の銀行口座等に入金になるのは、通常1〜2か月後になる。従来は、法人への入金時に収益に計上をしていた。しかし、債権譲渡契約によるクレジットカードの場合ⁱⁱには、寄付者が寄付をした段階(ウェブサイトでクレジットカードに債権譲渡が行われ、クレジットカード会社から法人に入金される)が確定になる。そのため、改正後のNPO法人会計基準では、寄付者がクレジットカードで決済を行った時点で収益に計上する。仮に寄付者の預

3. 寄付金控除との関係

今回のNPO法人会計基準の改正と、所得税法における寄付金控除の関係をどうにか整理すればいいだろうか。受取寄付金を未収

金口座の残高が不足して、クレジットカード会社への引き落としができない事態が発生したとしても、クレジットカード会社から法人への入金の不履行や返金の請求は起らないⁱⁱⁱ。また、最近では、クラウドファンディングを利用して寄付を集めるケースが増えている。クラウドファンディングでは、通常、あるプロジェクトに対して、法人が寄付の目標金額を設定する。そして、目標金額に達成した場合のみプロジェクトは成立し、クラウドファンディングの仲介会社から法人に入金される。目標金額に達する前は入金金額が確定ではなく、目標金額に達成した段階で入金が確定になる。その段階で収益に計上する。目標を達成されたのは事業年度終了前で、クラウドファンディング仲介会社から法人に入金されるのは事業年度終了後である場合、未収計上をする。

ただし、クレジットカードによる寄付、クラウドファンディングによる寄付のいずれの場合でも、金額や件数が些少であるなど、重要性が乏しい場合には、入金時に収益に計上することも認められている^{vi}。

計上している場合に、その計上した日で領収書を発行することができたらどうか。例えば、12月にクレジットカードで寄付をした場

合で、法人に入金されるのは1月以降になったときに、クレジットカードで寄付をした日付で寄付金控除を受けることが可能だろうか。

現在、学校法人、社会福祉法人、公益社団・財団法人、NPO法人など寄付を受ける法人では、クレジットカードによる寄付について、寄付金控除の領収書の受領日は、寄付者が寄付をした日やカード決済口座からの振替日ではなく、法人への入金日としていることが多い^{vii}。

所得税法第78条の寄付金控除の規定は以下のとおりである。

「居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。」(以下省略)

「特定寄附金を支出した場合」と書かれていることから、寄付金控除は現金主義が適用されると解釈されることがある。

一方で、寄付金控除と同様に現金主義が適用されるとされている医療費控除については、国税庁のウェブサイト^{viii}で、以下のことが掲載されている。

歯科医に対するクレジットカード会社への立替払は、信販会社が患者に代わって医療費を支払ったことになり、クレジットカードによる寄付について、寄付金控除の領収書の受領日は、寄付者が寄付をした日やカード決済口座からの振替日ではなく、法人への入金日としていることが多い^{vii}。

医療費控除については、クレジットカード利用日で医療費控除が適用されることが明確にされている。

また、ふるさと納税は、税制上は地方公共団体への寄付金であり、所得税法では所得控除の寄付金控除が適用されるが、様々な自治体のホームページで、クレジットカード利用日を受領日として寄付金控除の領収書を発行する旨が記載されている。全国の地方自治体が行うふるさと納税のポータルサイトであるふるさとチョイスでは、クレジットカードでの寄付について、以下のように記載されている^{ix}。

ものの、自治体によっては自治体への入金日を受領日とするケースもあります。

また、クレジットカード決済であっても12月31日以前に締め切る場合があります。

これらのことから、NPO法人などの民間非営利団体についても、クレジットカード利用日を受領日として寄付金控除の領収書を発行することを原則とし、重要性が乏しい場合や、法人の何らかの事情でクレジットカードカードの利用日で領収書を発行することが難しい場合には、入金日で領収書を発行することも認められると考えるべきではないか。

- i NPO法人会計基準協議会「2017年12月12日「NPO法人会計基準の一部改正について」より
- ii クレジットカードによる寄付は債権譲渡契約が大部分である。
- iii NPO法人会計基準 実務担当者のためのガイドライン Q13-2
- iv クラウドファンディングとは、様々な理由でお金を必要とする人や団体に対し、共感した人がインターネットを通じて支援をする、インターネット上で多数の人から資金を募る仕組みをいう。
- v クラウドファンディングには、寄付金額が法人が目標とした金額に達した場合に限り成立するタイプのもの(All or Nothing型)と、目標金額の達成に関わ

らず成立するタイプのもの(All In型)の2種類の仕組みがあるが、All or Nothing型を前提に説明した。

vi 今回のNPO法人会計基準の改正では、クレジットカードによる寄付やクラウドファンディングによる寄付の他にも、換金目的の寄付、返礼品のある寄付、遺贈寄付などについて、会計処理の考え方が示された。

vii 例えば、公益財団法人日本ユニセフ協会では、ウェブサイトで、「また、領収日は、お申し込み受付日やカード決済口座からの振替日ではなく、日本ユニセフ協会入金日付となります。よって、本年9月下旬以降にお申し込みいただいたクレジットカード募金の領収書は、翌年の日付で発行される場合がありますのであらかじめご了承ください。」とアナウンスしている。(http://www.unicef.or.jp/pqa/sq2-2.html) 2018年3月13日アクセス

viii 国税庁 確定申告に関する手引き等 No.1128 『医療費控除の対象となる歯の治療費の具体例』 3 歯の治療費を歯科ローンやクレジットカードにより支払う場合(注) (https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/s_hinkoku/shotoku/tebi_ki2010/taxanswer/shotoku/1128.htm) 2018年3月13日アクセス

ix ふるさとチョイス「2017年度ふるさと納税の期限」(https://www.furusato-tax.jp/about/yearend.html) 2018年3月13日アクセス

※傍線筆者